

登録チーム各位

平成 24 年 3 月 3 日  
千葉市サッカー協会 4 種委員会

## 駐車違反に対する処置

平成 23 年度の 4 種の行事も無事にほぼ終了致しました。

さて、長年の課題である駐車違反についてですが、これまで各チームには総会や抽選会において違反防止のお願いをしてまいりました。また、区の会議においては区代表を通じて注意喚起を行ってもらい、違反防止に努めるようお願いしてまいりました。しかし、いまだ駐車違反車がなくなる事無く大会毎に苦情が上がってきております。

違反の内容は、路上駐車、駐車禁止の会場周辺商業施設や企業駐車場への駐車、個人所有地への無断駐車、大会会場への制限台数以上の乗り込み等です。

これまでは注意喚起で対処してまいりましたが、近隣からの苦情や怒りの重大さからも、今の状態では会場提供チームへの活動に大きな影響を及ぼす恐れが生じ、強いては 4 種大会の活動にも大きな影響を与える結果となってしまいます。

したがって、今年度より駐車違反に対しては、下記の通り厳しく対処していきたいと思っております。

## 1. 初違反

- 違反した日より 1 年間、当該学年の大会会場への車での乗り込みは禁止。  
(当該学年のみ公共交通機関を利用しての参加とします)
- 当該学年が所属するチームから、次の千葉市大会の会場を提供してもらい会場運営を行ってもらう。

## 2. 再違反 (2 回目)

- 初違反をした学年の所属するチームのどの学年かが、1 年以内に再度違反した場合は、当該違反した日より 1 年間、当該チーム全学年の大会会場への車での乗り込みは禁止。  
(当該チーム全学年とも公共交通機関を利用しての参加とします)
- 当該学年が所属するチームから、次の千葉市大会の会場を提供してもらい会場運営を行ってもらう。

## 3. 再再違反 (3 回目)

- 再違反をしたチームに所属するどの学年かが、再違反後 1 年以内に再度違反した場合は、当該違反した日より 1 年間、当該チーム全学年の千葉市大会への参加を禁止。